

九州地方年金記録訂正審議会 第2回総会議事録

- 1 日時 平成28年4月12日(火) 15:03~15:56
- 2 場所 TKPガーデンシティPREMIUM博多駅前(4階ホールB) (福岡市博多区博多駅前4丁目2番1号)

【年金審査課長補佐】

皆様、本日はお忙しい中、九州地方年金記録訂正審議会第2回総会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから九州地方年金記録訂正審議会第2回総会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めます九州厚生局年金審査課の秋好です。どうぞよろしく願いいたします。議事に入るまで、しばらく進行をさせていただきます。

それでは、今回新たに九州地方年金記録訂正審議会委員13名が任命されましたので、任命通知を交付いたします。

今回は、平成28年3月末に1名の委員が退任されたのに伴う4月1日付の任命が1名、また、昨年委員に任命されました皆様のうち、約半数を毎年新たに任命させていただくこととなっております。平成28年4月10日に任命されました委員につきましては12名となっておりますので、合わせて13名の委員が新たに任命されております。

本来であれば13名の皆様に直接手渡しすべきところでございますが、時間の都合もありますことから、任命されました委員につきましては、あらかじめ机の上にお配りさせていただきました。内容のご確認をお願いいたします。

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いします。

座席表、議事次第に続きまして、資料1 九州地方年金記録訂正審議会委員名簿。資料2 平成27年度業務実績報告(九州厚生局)。資料2-1 平成27年度における年金記録の訂正手続の現況等(平成28年3月厚生労働省年金局)。資料3 会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について。会議資料とは別に、ファイルに記録訂正の関係法令、記録訂正に関する方針などをつづった資料集でございます。

資料等に不足はございませんでしょうか。

それでは、新しく任命された委員もおられますので、九州地方年金記録訂正審議会の委員の皆様をご紹介します。お手元に配付しております資料1 委員名簿をごらんくだ

さい。

石立委員でございます。

【石立委員】

石立です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

板井委員でございます。

【板井委員】

板井でございます。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

板井委員におかれましては、委員が退任されたことに伴い、平成27年5月1日付で
任命されていることをあわせてお知らせいたします。

続きまして、市川委員でございます。

【市川委員】

市川でございます。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

岩城委員でございます。

【岩城委員】

岩城でございます。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

大久保委員でございます。

【大久保委員】

大久保でございます。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

大城委員ですが、本日はおくれて出席する予定でございます。

尾島委員でございます。

【尾島委員】

尾島でございます。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

片野委員でございます。

【片野委員】

片野でございます。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

草場委員でございます。

【草場委員】

草場でございます。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

小島委員でございます。

【小島委員】

小島でございます。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

新任の後藤委員でございます。

【後藤委員】

後藤でございます。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

古波鮫委員でございます。

【古波鮫委員】

古波鮫でございます。どうぞよろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

佐藤委員でございます。

【佐藤委員】

佐藤です。よろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

藤井委員でございます。

【藤井会長】

藤井克巳です。どうぞよろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

新庄委員でございます。

【新庄委員】

新庄でございます。よろしくお願ひいたします。

【年金審査課長補佐】

末松委員でございますが、本日はおくれて出席する予定でございます。

続きまして、新任の玉城委員でございます。

【玉城委員】

玉城です。よろしく申し上げます。

【年金審査課長補佐】

田村委員でございます。

【田村委員】

田村でございます。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

新任の鉄川委員でございます。

【鉄川委員】

鉄川でございます。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

当山委員でございます。

【当山委員】

当山です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

富川委員でございます。

【富川委員】

富川です。よろしくどうぞお願いします。

【年金審査課長補佐】

廣底委員でございます。

【廣底委員】

廣底でございます。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

淵上委員でございます。

【淵上委員】

淵上でございます。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

古屋委員でございます。

【古屋委員】

古屋です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

村井委員でございます。

【村井委員】

村井です。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

九州地方年金記録訂正審議会の委員総数は25名でございます。

続きまして、事務局の出席者をご紹介します。

九州厚生局長の吉野でございます。

【九州厚生局長】

吉野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

上席総務管理官の鈴木でございます。

【上席総務管理官】

鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

年金管理官の橋本でございます。

【年金管理官】

橋本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【年金審査課長補佐】

年金審査課長の菊武でございます。

【年金審査課長】

菊武でございます。よろしくお願ひします。

【年金審査課長補佐】

年金指導課長の津崎でございます。

【年金指導課長】

津崎でございます。よろしくお願ひいたします。

【年金審査課長補佐】

年金調整課長の前川でございます。

【年金調整課長】

前川です。よろしくお願ひします。

【年金審査課長補佐】

沖繩分室長の田中でございます。

【沖繩分室長】

田中です。よろしくお願ひします。

【年金審査課長補佐】

そして、先ほども申し上げましたが、私、秋好でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に先立ちまして、九州厚生局長の吉野よりご挨拶申し上げます。

【九州厚生局長】

厚生局長の吉野でございます。本日はお忙しい中、当審議会総会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。九州地方年金記録訂正審議会の第2回の総会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、年金制度、一人一人の暮らしに非常に長い間おつき合いをする制度でございます。非常に長期にわたってのかかわりを持ちますので、この間の記録の管理が大変重要になってまいります。記録に間違いがあった場合には個々の方々の給付に大きな影響を与える、こういった制度でございます。

したがって、まずは日本年金機構をはじめ年金制度を運用する側で正確な記録を厳格に管理していくということが必要なことは論を待ちませんけれども、一方で、結果として記録の管理が十分ではなく、誤った記録があった場合に、それを適正に直していく、訂正していくということも、年金制度に対する信頼を維持していく上で大変重要なことでございます。

この年金記録の訂正業務につきましては、平成19年以降、総務省におきまして、年金記録確認第三者委員会で記録の訂正のあっせんとしての事業が進められてきましたけれども、昨年度から法律改正もありまして、恒常的な年金記録訂正手続として厚生労働大臣に記録の訂正を求める制度が整備され、私どものほうに移管されたということでございます。新しい制度では、記録の訂正請求が国民の皆様の権利として位置づけられる、また、訂正とか不訂正の決定について不服がある場合には審査請求や訴訟の手続にも道が開かれる、こういった制度になったわけでございます。

このような経緯のもとで、本審議会、そして私どもの事務局を担っております年金審査課は、昨年の4月にスタートをいたしましたところでございます。第三者委員会の時代から本業務に携わっていただいている先生方には、新旧制度の若干の違いでありますとか、あるいは事務局が変わったことに伴う戸惑い等ももしかしたらあられたかもしれませんが、各先生方のご尽力を賜りまして、昨年度には、後ほども出てまいりますけれども合計204件のご審議、ご答申をいただいたところでございます。まずは順調に業務が進

められてきたものと厚く御礼を申し上げたいと思います。

このように記録訂正業務が順調に進められましたのは、藤井会長はじめ各先生方の公平、公正なご審議のおかげと感謝しているところでございます。この4月には、今までもご紹介申し上げましたけれども、合わせて10名の先生方に再任をお願いし、また、3人の先生方に新しくお加わりをいただきました。私も実は先月、沖縄の審議会の部会に陪席をして、審議の様子を拝見させていただきました。熱心にご議論いただいているのは当然といたしまして、電話での意見聴取でございましたけど、ほんとうに請求者の方々のお話を親身に聞いていただいていたのが非常に感銘したところでございます。

今後ともどうぞ委員の皆様におかれましては、この業務の実施にお力添えをいただきますよう引き続きお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

【年金審査課長補佐】

続きまして、本日の議事に入らせていただきます前に、本日の会議の成立についてご報告します。

本日は、委員総数25名に対しまして、23名の委員の方にご出席いただいております。これは地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

また、これから先は、藤井会長に議事進行をお願いすることといたします。藤井会長におかれましては、昨年の総会で会長に選任されており、任期は2年となっておりますので、今年度も藤井会長をお願いすることとさせていただきます。

まずは藤井会長におかれましては、総会の開催に当たりましてご挨拶をお願いします。

【藤井会長】

会長を承っております弁護士の藤井克巳でございます。本年度も、昨年度に引き続きましてよろしくお願いしたいと存じます。

今日は特に総会ですので、沖縄のチームの方々、先生方もお迎えしてということで、遠路はるばるご苦労さまでございます。

この年金審議会、1年間終わりました、順調に進んでいるということを局長から評価いただきまして、会長としてはほっとしているところでございます。本年度も、行政手続の中の一環であるということをきちんと踏まえながら、審議に尽力をしていきたいと

思っておりますので、皆さん方にもぜひご協力、あるいはお気づきの点があれば気楽に話していただくということで、1年間進めさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【年金審査課長補佐】

ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行は藤井会長にお願いいたします。

【藤井会長】

では、座って進行させていただきたいと存じます。

まず、本日の会議の公開・非公開の取り扱いについて判断したいと存じます。

本審議会の運営規則第9条の規定では、会議は非公開とする、ただし会長が認めたときは公開とすることができるとあります。まず、本日の議題1の議事につきましては、特段個人情報保護や公開することによって本審議会の運営に支障を来すような内容は含まれていないと判断できますので、公開といたします。事務局は、運営規則第12条第1項及び第2項の規定により議事要旨を作成し、会議資料とあわせて九州厚生局ホームページで公開するとともに、同条3項の規定に基づき議事録を作成していただくようお願いいたします。

なお、同条第4項の規定により、議事録の署名人として、私のほかに板井委員と淵上委員の2人を指名いたしますので、事務局は議事録の整理ができ次第、私と板井委員、淵上委員に送付し、確認の上、署名をいただくということをお願いしたいと思います。板井委員、淵上委員、よろしくお願いいたします。

ではまず、事務局から平成27年度の業務実績の説明があるとのことですので、ご説明をお願いいたします。

【年金審査課長】

年金審査課長の菊武でございます。着席してお話をさせていただきます。

私から、九州厚生局の年金記録訂正に係る平成27年度業務実績についてご報告させていただきます。資料2をごらんください。

まず、年金記録訂正請求書の受付件数についてご説明いたします。

1、請求書受付件数の右端の合計欄の、ピンクとブルーの欄をごらんください。まず

国民年金について、受付件数92件、回付不要件数2件。厚生年金保険について、受付件数355件、回付不要件数165件。脱退手当金について、受付件数8件、回付不要件数1件。合計、受付件数455件、回付不要件数168件でございます。

このピンクの受付件数の数値455は、日本年金機構から年金記録訂正の審査が必要な請求書の件数として当局に報告されたものです。

この件数の中には、当局に回付する前に同機構で内容審査が行なわれ、一定の基準を満たしていると判断され、当局に回付されることなく、同機構で請求者の主張どおりに年金記録が訂正されたものも含まれております。回付不要として下欄のブルーに記載された数値がその分となります。ピンク欄の受付件数は、当局で審査、審議が必要と判断されたものと同機構で審査、訂正までされたものの合計となっております。

したがって、受付件数すなわち審査を必要としたもの455件の内、機構で審査、訂正したため当局に回付不要となった168件を差し引いた残りの287件が、当局にて審査、審議が必要とされて受付した件数となります。

また、ここに計上されている数値の他に機構段階での訂正が可能か否か等の審査あるいは調査中の年金記録訂正請求書が別途ございます。

それぞれの制度の下欄、色のない欄でございますが、そこに記載されている数値は、総務省年金記録確認第三者委員会にて平成27年2月末までに受け付けられた総務大臣宛ての年金記録確認申立書のうち、平成27年3月31日までに総務省で結論を出すに至らずに、厚生労働大臣宛てに審査、審議が引き継がれた件数でございます。

皆様もご存じのとおり、平成26年10月から平成27年2月までに総務省年金記録確認第三者委員会で受け付けられた年金記録の確認申立書には、その旨、すなわち総務省で結論を出すに至らなかったものは厚生労働大臣宛てに引き継ぎを行っても構わないという同意書が添付されておりました。平成27年4月から6月までに、68件の総務省からの引き継ぎ事案を受け付けております。

また、平成27年2月末に総務大臣宛ての年金記録に係る確認申立書の受付が終了するとともに、平成27年3月1日から厚生労働大臣宛ての年金記録訂正請求書の受付が、日本年金機構の各年金事務所を窓口として開始されております。当課が発足する前の27年3月中に受け付けられた年金記録訂正請求書は、年金事務所で審査され、回付不要を除いた残りが、当課が発足した4月以降、7月もしくは8月あたりまでに回付されてきております。

次に、2番の処理件数のご説明をさせていただきます。

右端の合計欄をごらんください。国民年金、訂正3件。ブルーの欄が機構での訂正でございます。訂正2件、不訂正65件、却下ゼロ件、取り下げ10件、計80件でございます。ピンクの欄全てが、当厚生局で決定した分となります。

次に、厚生年金保険、訂正51件、ブルーの欄の機構での訂正165件、不訂正78件、却下1件、取り下げ30件、合計325件でございます。国民年金同様、ピンクの欄の全てが当厚生局で決定した分となっております。

次に、脱退手当金について、訂正ゼロ件。ブルーの欄の機構での訂正が1件、不訂正が6件、却下、取り下げともにゼロ件、計7件となっております。

合計は、訂正54件、機構での訂正が168件、不訂正149件、却下1件、取り下げ40件、合計412件となっております。当局で決定した件数は、ピンクの欄を全て合計しますと、204件となっております。

次に、3番の標準処理期間内の処理件数についてご説明いたします。

行政手続法6条に、行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるように努めるとされております。うちのほうの訂正請求につきましては、日本年金機構から当局に請求書が発送された日から当局が決定通知書を請求者に発送する日までを103日と、標準処理期間として定めております。例えば訂正の場合でございますが、申請者が訂正請求を提出したときから決定書もらうまでは、日本年金機構を間に通しますので、日本年金機構で標準処理期間を40日、厚生局で103日、もし訂正になった場合はそれを受けて日本年金機構が記録を直しますので、その期間に約25日、この期間全てが標準処理期間とされております。合計で168日となります。訂正請求を出してから実際に記録が変わるまで、約168日間を標準処理期間として業務を行っているということでございます。

訂正・不訂正等を決定した204件のうち、標準処理期間103日以内に処理できたものが、表をごらんいただきますと173件、103日を超えたものが31件となっております。約84.4%が標準処理期間内に処理できたものとなりました。総務省より引き継いだ事案を除けば、90%を超えて103日以内に決定することができておりますことをあわせてご報告させていただきます。

続きまして、資料2-1をごらんいただきたいと思います。

この資料は、厚生労働省に設置されております社会保障審議会の年金記録訂正分科会において、厚生労働省年金局が示した全国版の数字となっております。全国の各厚生局年金審査課あるいは年金審査課の分室が受け付け処理した、平成27年3月から12月

までの速報値となっております。

1 ページを開いてごらんください。左端より、受付件数が 6,325 件、真ん中の処理件数が 4,350 件、右端の処理中が 1,975 件となっております。注目していただきたいのは、真ん中の処理状況の中ほどから下の処理別内訳を見ていただきたいと思います。処理別内訳、厚生局処理が 1,916 件、そのうちの内訳が、訂正決定 815 件、不訂正決定 1,094 件、請求却下 7 件となっており、日本年金機構で訂正したものが 2,137 件となっております。その別に、訂正請求取り下げ等が 297 件ございます。

当資料の 5 ページをごらんください。ここに、訂正請求に応じて年金記録を訂正した事案の割合 73.0%と示されております。これは、今 1 ページで申し上げました処理件数 4,350 件から、請求却下 7 件と請求取り下げ等の 297 件を差し引いた、すなわち審査、審理が行われた、行う必要のあった 4,046 件を分母として、厚生局処理の訂正決定 815 件と日本年金機構で訂正した 2,137 件を合計した 2,957 件を分子として算出されたものでございます。平成 27 年 4 月から 12 月までの速報値ではございますが、73.0%となっております。

以上のことは、5 ページを見ていただければわかりますとおり、過去の総務省年金記録確認第三者委員会の年金回復を図った事案の割合と大きく差が出ていないということがわかります。

ここで、九州厚生局における年金記録を訂正した事案の割合を同様に算出してみます。受付件数が 412 件、そこから請求却下 1 件と取り下げ 40 件を引いた 371 件、すなわち九州厚生局管内で審査、審議を必要とするものを分母といたします。厚生局処理の訂正決定を 54 件、そして日本年金機構で訂正決定した 168 件を合計した 222 件を分子として算出すると、59.8%となります。九州厚生局では、訂正請求に応じて年金記録を訂正した事案の割合が、全国の 73.0%と比較して、59.8%となっております。全国レベルの数値より 10 ポイント以上の差があることがおわかりになるかと思えます。ただし、地域性といいますか、九州厚生局管内には、大企業や本社一括適用の事業所を多く管轄している関東や東海、近畿などに比べて、九州は一括請求や同僚事案の数が少ないのも一つの原因ではなかろうかと考えております。

過去の総務省が受け付けした年金記録に係る申し立て・訂正請求の受付・処理状況の年度ごとの比較は、2 ページをごらんになっていただきたいと思います。ここに年度別の比較表が書いてございます。

次に、3 ページ、4 ページには、請求内容の事案類型を総務省と比較して表にしてお

ります。ごらんいただけますように、近ごろは事案類型のバランスが変わってきたように思われます。特に厚生年金保険の事案類型が、被保険者期間が相違しているという請求の趣旨より、賞与の届けが出されていない、もしくは支払い日や金額が相違しているといった請求の趣旨に変わってきているように思われます。

次に、資料2-1の次に添付しております年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等、平成27年3月から12月（参考資料）は、各厚生局の数値を記載しておりますので、ご参考までに添付させていただいております。

以上、簡単ではございますが、平成27年度九州厚生局業務実績についてご報告させていただきました。

【藤井会長】

どうもありがとうございました。

何かご質問ございますか。特によろしいでしょうか。順調に進んできたというふうを受けとめられると思いますが、よろしゅうございますね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【藤井会長】

では続きまして、議題の1番目でございます。本審議会の会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名に入りたいと存じます。

会長代行、部会に属すべき委員及び部会長につきましては、改めて今回指名をさせていただきます。資料3を見てください。

会長代行につきましては、地方年金記録訂正審議会規則の第5条第3項において、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うとされております。また、第6条第2項において、部会に属すべき委員等は会長が指名する、第3項において、部会に部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから会長が指名するとされております。その上で本審議会に当たっては、運営規則第4条第1項において、6以内の部会を置くことができるとしたところでございます。

これから私のほうで、会長代行、部会に属するべき委員及び部会長の指名を行いますので、事務局は各委員に資料を配付してください。

（資料配付）

【藤井会長】

それでは、私のほうから、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名を行います。委員の皆様方は、ただいま配付いたしました資料4をごらんください。

まず、会長代行につきましては、引き続きまして佐藤委員を指名いたします。佐藤会長代行におかれましては、私に事故があった場合、あるいは私の天命が終わった場合等、会長代行としての職務をお願いしたいと存じます。

続いて、部会に属すべき委員及び部会長を指名いたします。本審議会は、引き続き六つの部会を設置しております。

第1部会は、廣底委員、市川委員、新庄委員と私の4名で構成し、部会長は私が兼務ということになります。

第2部会は、佐藤委員、尾島委員、田村委員、片野委員の4名で構成し、部会長には佐藤委員を指名いたします。

第3部会は、岩城委員、石立委員、後藤委員、小島委員の4名で構成し、部会長は岩城委員を指名いたします。

第4部会は、村井委員、末松委員、草場委員、淵上委員の4名で構成し、部会長には村井委員を指名いたします。

第5部会は、古屋委員、板井委員、鉄川委員、大久保委員の4名で構成し、部会長には古屋委員を指名いたします。

第6部会は、玉城委員、富川委員、当山委員、大城委員、古波鮫委員の5名で構成し、部会長には玉城委員を指名いたします。

会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名は以上のとおりでございます。

今までどおり、地方審議会総会の開催は必要な都度私が招集し、各部会の開催は各部会長が招集することになります。委員の皆様におかれましては、ただいま指名いたしました部会長のもとで、九州厚生局長から諮問のありました年金記録訂正請求の個別事案のご審議をお願いすることになります。よろしく願いいたします。

よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【藤井会長】

では続きまして、議題2に移ります。

本審議会の事務手続や各部会長の意思決定に関するルールにつきましては、運営規則

第16条の、運営規則に定めるもののほか、審議会の事務手続に関し必要な事項は会長が定めるという規定に基づきまして決定することになります。昨年の総会で、本審議会としてあらかじめ決めておくルールなどを決定いたしております。お配りしておりますファイルの中にとじ込んでおりますが、今回、一部変更事項がありますので議事とさせていただきます。

ここからの議事につきましては、本審議会の事務手続や運営に関する会長または部会長の意思決定に係るルールが含まれておりますので、これらを公開しますと本審議会の運営に支障が生ずる懸念があると考えます。議事及び資料は非公開といたします。

もし傍聴の方がいらっしゃったら、ご退席をお願いいたします。

《以後、非公開》